

平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針

[農地・農村部会関係抄]

平成 27 年 1 月 30 日
閣 議 決 定

1 基本的考え方

地方分権改革については、4次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。新たな局面を迎える地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 27 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果につ

いて、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

3 事務・権限の移譲に伴う財源措置その他必要な支援

事務・権限の移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において、移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【農林水産省】

(4) 農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58）

農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。

（i）農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて

- ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聞くこととする。
- ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聞くこととする。
- ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。
- ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの

過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。

- ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成 26 年 8 月 5 日地方六団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。

(ii) 農地転用許可（農地法 4 条及び 5 条）の権限移譲等について

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・2 ha 超 4 ha 以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則 2 項）については、廃止する。
- ・4 ha を超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。
- ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法 15 条の 2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。
- ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法 4 条 3 項及び 5 条 3 項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。
- ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

【農林水産省】

（1）農地法（昭 27 法 229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭 44 法 58）

[再掲]

4 【農林水産省】(4) 参照。

6 義務付け・枠付けの見直し等

【農林水産省】

(5) 農地法（昭 27 法 229）

(iii) 農地等の権利移動の許可要件のうち「農地等の権利を取得しようとする者が、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること」（全部効率利用要件）（3条2項1号）については、新たに農地等の権利を取得しようとする者が、他者に貸し付けている農地等の権利を有している場合において、当該貸付地が適切に耕作されているときは、当該貸付地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しないことなど全部効率利用要件の解釈を明確化し、地方公共団体に通知する。

(vi) 植物工場など農業の六次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から、基準の明確化を図る。

なお、地域再生法の一部を改正する法律（平 26 法 128）において、植物工場を含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（昭 44 法 58）における農地転用許可及び農用地区域の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公共団体に周知する。

(6) 農地法（昭 27 法 229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭 44 法 58）

[再掲]

4 【農林水産省】(4) 参照。

(9) 農業振興地域の整備に関する法律（昭 44 法 58）

農家レストランの農用地区域内への設置については、事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）に基づき、国家戦略特別区域制度の下でその活用事例について、可能な限り速やかに効果を検

証し、全国に適用することを検討する。

なお、地域再生法の一部を改正する法律（平26法128）において、農家レス
トランを含む六次産業化に資する施設等の整備について、農地法（昭27法229）
及び農業振興地域の整備に関する法律における農地転用許可及び農用地区域
の変更基準等の特例を措置したところであり、当該特例措置について、地方公
共団体に周知する。

(別紙)

移譲後の措置

【農林水産省】

(4) 農地法(昭27法229)

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する 國の関与	大臣の並行権限
4①	農地の転用の許可(2ha超4ha以下)	自治事務		
4①	農地の転用の許可(4ha超)	法定受託事務	協議 (当分の間)	
5①	農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は 移転の許可(2ha超4ha以下)	自治事務		
5①	農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は 移転の許可(4ha超)	法定受託事務	協議 (当分の間)	